

毒物・劇物 取扱マニュアル

令和6年12月策定

郡山市保健所

目 次

毒物・劇物の定義について	…P 2
毒物劇物の取扱における注意点	…P 3
1 毒物劇物の保管（貯蔵）等について	…P 4～5
2 盗難・紛失・流出対策について	…P 6
3 毒物劇物の表示について	…P 7
4 毒物劇物の廃棄について	…P 8
5 「危害防止規定」を策定しましょう	…P 8
6 販売（授与）するとき・購入するとき	…P 10～11
7 特定毒物について	…P 12
8 物質の情報提供等について	…P 13～14
9 災害対策について	…P 15

《様式例》

医薬用外毒物劇物危害防止規定

医薬用外毒物劇物管理簿

自己点検表

毒物・劇物の定義について

① 毒物

毒物及び劇物取締法(以下「法」といいます。)別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの

◇ 毒物 に指定されている薬品の具体例

黄燐、無機シアン化合物、水銀、砒素化合物、弗化水素、アジ化ナトリウム…等

② 劇物

法別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの

◇ 劇物 に指定されている薬品の具体例

アニリン、アンモニア、塩化水素(塩酸)、塩素、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、メチルエチルケトン、酢酸エチル、修酸、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、トルエン、二硫化炭素、フェノール、ホルムアルデヒド、クロム酸塩類(クロム酸カリウム等)、メタノール、臭素、沃素、硫酸、有機シアン化合物(アセトニトリル等)…等

③ 特定毒物

毒物 であって、法別表第三に掲げるもの

◇ 特定毒物に指定されている薬品の具体例

四アルキル鉛、パラチオン、メチルジメトン、メチルパラチオン、モノフルオール酢酸…等

※ 毒物 ・ 劇物 ・ 特定毒物に該当する化学物質の詳細は、厚生労働省ホームページ↓

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html> を参照してください。

毒物劇物の取扱いにおける注意点

- 1 毒物劇物は厳重な管理下で保管すること
- 2 毒物劇物が盗難、紛失、飛散及び流出した場合の対策を予め準備しておくこと（危害防止規定）
- 3 毒物劇物の容器には赤地に白文字で「**医薬用外毒物**」白地に赤文字で「**医薬用外劇物**」の文字、成分名、含量及び分量の表示をすること
- 4 毒物劇物を廃棄する場合は、中和等により毒物劇物でない物にして廃棄すること
(もしくは専門の処理業者に依頼すること)
- 5 毒物劇物による事故（健康被害・環境汚染）や犯罪（悪用目的、テロ等）を防止すること
- 6 毒物劇物を販売する者は、購入者に身元を確認したうえで、必ず「**譲受書**」に捺印をしてもらうこと
- 7 毒物劇物を他者に渡すときは販売業の登録が必要
- 8 「特定毒物」を使用・所持するには許可が必要

1 毒物劇物の保管（貯蔵）等について

〈盗難・紛失防止〉

- ・ 法第11条第1項（毒物又は劇物の取扱）
- ・ 法施行規則第4条の4（製造所等の設備）

①毒物劇物の管理・監督者を決めておきましょう

責任の所在があいまいだと、管理も不十分になりがちです。
鍵や庫内の管理が誰なのか（⑤）、明確にしておきましょう。

②貯蔵設備（保管庫）は敷地境界線から離れた場所、一般の人が容易に近づけない場所に設置しましょう

貯蔵設備は、管理・監督者の目の行き届くところに設置しましょう。
また、万が一の流出によるリスクの低減と、不用意に人の興味を引くことのないよう、隣地境界からは離れた場所にしましょう。

③専用の堅固な設備に保管しましょう

「医薬用外劇物（毒物）」と明記した、専用の保管設備に保管しましょう。

④貯蔵設備（保管庫）には施錠しましょう

盗難リスクを低減するため、施錠は必ず行ってください。

⑤鍵の管理を徹底してください

- （ア） 鍵の管理者を決める
- （イ） 鍵の数量を定期的にチェックする（スペアキーを多量に作成しない）
- （ウ） 鍵の管理簿を作成する

⑥毒物劇物の「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認しましょう

譲受書と現物と管理簿をこまめに照合しましょう。

〈飛散・流出・誤飲防止〉

- ・法第11条第2～4項（毒物又は劇物の取扱）
- ・法施行規則第4条の4（製造所等の設備）

①転倒防止対策をしましょう

保管庫はそのまま置かず、ステーやマウント等で壁や床に固定しましょう。
庫内の薬品容器が倒れたり割れたりしないように薬品の置き方にも注意しましょう。

②タンク貯蔵設備には「構造設備基準」があります

参考：昭和52年10月20日付薬発第1175号・昭和56年5月20日付薬発第480号

③床面は毒物劇物が染み込まない構造にしましょう

保管場所だけでなく、使用する場所も同様です。

④発生した粉じんや廃水の処理設備を備えましょう

そのまま放出することがないように設備の管理を徹底しましょう。

⑤運搬に当たっては、十分に注意してください

車両等で配送の際は、容器の転倒・割れがないよう固定するなど十分注意してください。

また、万が一の場合に備えて車両にも保護具や吸着マット等を準備し、車外に流出がないよう十分に対策をしましょう。

⑥飲食物容器は使用しないでください

誤って飲用することがないように、ペットボトル等の飲食物容器は使用禁止となります。

2 盗難・流出・紛失対策について

・法第17条（事故の際の措置）

①緊急連絡体制と通報先を整理し、明文化しておきましょう

いざというときに「誰が」「どこに」連絡をするのかは、平時のうちに整理しておきましょう。

また、「警察署」や「保健所」という漠然とした連絡先ではなく、電話番号等も明記して整理しておいたほうが、緊急時に安心です。

これらは明文化し、事業所内で共有するようにしましょう。

②流出等が起きてしまった時の対策を準備しておきましょう

〈対策物品の準備〉

回収や処理作業にあたり、保護具や中和剤、吸着マットなどをあらかじめ用意しておきましょう。

また、分かりにくい場所や緊急時に容易に取り出せない場所には保管しないようにしましょう。

〈流出等発生時の動きの整理〉

- ・盗難、紛失⇒警察へ連絡
- ・飛散、漏洩、流出
 - i. 警察署、消防署、保健所へ連絡
 - ii. 該当箇所に吸着マットや中和剤を使用し、薬剤の流出を食い止める。
(水で洗い流す場合は中和してから。河川に直接流さないこと。)
 - iii. 人が立ち入れないようにロープやフェンス等で立ち入りを制限すると共に、影響範囲の人に避難を促す（警察や消防の指示を仰ぐ）。

3 毒物劇物の表示について

・法第12条（毒物又は劇物の表示）

毒物劇物には表示の義務があります！

医薬用外毒物

医薬用外劇物

①保管場所・貯蔵場所

保管庫の扉などに明示してください。

②容器・梱包材への表示

容器の移し替えや調製を行った場合は、各容器に明示してください。

⇒薬品成分名・含有量・分量も併せて表示してください。

4 毒物劇物の廃棄について

- ・ 法第15条の2（廃棄）
- ・ 法施行令第40条（廃棄の方法）
- ・ 毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（局長通知）

毒物劇物については、いずれかの方法により適正に廃棄してください。

そのまま河川や下水、大気へ放出することは厳禁です。

- ・ 中和等により毒物劇物に該当しないレベルにして廃棄
- ・ 産業廃棄物処理業者に委託して廃棄する

※中和等の方法については、各毒物劇物に添付のSDS（安全データシート）等も参考にし、適切な方法を確認してください。

〈参考〉郡山市の廃棄物処理業許可業者名簿は、市のウェブサイトに掲載されていますので、参考にされてください。

◎掲載場所

【トップ⇒組織でさがす⇒環境部⇒5 R 推進課⇒廃棄物処理業許可業者名簿】

5 「危害防止規定」を策定しましょう

・昭和50年11月6日付薬安第80号 薬監第134号

毒物劇物危害防止規定（以下、「危害防止規定」）は、
管理体制と責任の所在を明確にすることで、
危害発生を未然に防止するために策定する**自主規範**
です。

〈危害防止規定の策定にあたっての注意点〉

①各事業者ごとに実態に即したものを策定してください

取扱う毒物・劇物の種類や量、取り扱いの方法等によって、なるべく具体的かつ詳細なものとなるようにしましょう。

②下記の基本的な事項を網羅してください

- ・取扱者等の職務及び組織体制
- ・保管、取扱いに関わる作業方法
- ・貯蔵、保管設備の点検方法や維持管理について
- ・緊急時連絡体制
- ・取扱者等に対する教育訓練の実施について

③定期的に内容を確認してください

常日頃から規定について理解を深めると共に、事業所の状況や社会情勢等の変化に応じて、内容を定期的に確認してください。

④毒物劇物の管理簿を作成し、使用量・在庫量の確認を徹底してください

6 販売（授与）するとき・購入するとき

- ・法第3条第3項（禁止規定）
- ・法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）
- ・法第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）

販売（授与）するとき ※毒物劇物販売業の登録が必須です！

〈販売相手を確認する〉

- ・身分証明書を確認してください（18歳未満でないか？）
- ・登録票を確認してください（毒物劇物営業者の場合）
- ・使用目的を確認してください（目的に矛盾や不明な点がないか？）
- ・その他不審な点がないか注意を払ってください（安全な取扱いが可能なのか？）

〈販売（授与）するにあたって〉

- ・相手方に最新のSDS（安全データシート）を提供してください
※同じものを定期的に購入している相手方には、必ずしも毎回提供する必要はありません。ただし、SDSが改訂された場合には改めて提供してください。
- ・**譲受書を必ず提出してもらってください（5年間保存）**
⇒相手方が毒物劇物営業者であった場合は、譲受書の要件を満たした書面の保存にかえることができます。

購入（授受）するとき

〈購入者として〉

- ・毒物劇物販売業の登録を受けた店舗から**必要最小量**を購入してください
- ・**譲受書（次ページを参考）**に必要事項を記載して押印し、提出してください
- ・求めに応じて身分証や登録票（毒物劇物営業者の場合）を提示してください

譲受書の記載事項

- ①毒物劇物の名称及び数量
- ②販売（授与）の年月日
- ③譲り受けた人の氏名、職業、住所（法人はその名称と主たる事務所の所在地）

[譲受書の例]

毒物・劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	プリグロックス
	数量	10×1本
販売（授与）年月日	令和6年9月18日	
譲受人 (法人はその名称及び 主たる事務所の所在地)	氏名	郡山 がくと 印
	職業	農業
	住所	郡山市朝日一丁目23番7号
備考		

毒物劇物営業者について

毒物劇物を販売（授与）する場合のほか、製造や輸入（販売目的の場合）を行う場合についても登録が必要となります。

[毒物及び劇物取締法（一部抜粋）]

（禁止規定）

第三条 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。

2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下「毒物劇物営業者」という。)に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

7 特定毒物について

- ・ 法第2条第3項（定義）及び別表第3
- ・ 毒物及び劇物指定令第3条（特定毒物）
法第3条の2（禁止規定）

特定毒物は、「所持、使用、譲受、譲渡」等をより厳格に規制しているので特に注意してください。

毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び特定毒物使用者以外の方が、特定毒物を所持することは禁止されています。

現在、特定毒物に指定されているものは、毒物のうち下記のものとなります。

- 1 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤（シュラーダン）
- 2 四アルキル鉛及びこれを含有する製剤
- 3 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（パラチオン）
- 4 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（メチルジメトン）
- 5 ジメチルー（ジエチルアミド-1-クロロクロトニル）-ホスフェイト及びこれを含有する製剤（ホスファミドン）
- 6 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（メチルパラチオン）
- 7 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤（TEPP）
- 8 モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 9 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 10 燐りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

※指定毒物に変更されることもありますので、法令を常に確認してください。

8 物質の情報提供について

・ 法施行令第40条の9

毒物劇物の情報の入手・提供

①常に最新の情報を入手しましょう

毒物劇物営業者は、販売授与にあたって、その物質に関する情報を提供しなければなりません。

物質の情報は、メーカー（毒物劇物製造業者）や輸入業者（毒物劇物輸入業者）から提供がありますので、必ず提供を受けるようにしてください。

情報はSDS（安全データシート）により明示されています。同じ商品（物質）でも内容が改訂される場合があるので、常に最新のものを入手するようにしてください。

〈SDS（安全データシート）の例〉

※詳しくは各製造事業者、輸入業者にお問い合わせください

安全データシート			作成：2005年8月13日
			改訂：2014年9月12日
1 製品名及び会社情報			
製品名	水酸化ナトリウム		
製品コード	24K1221		
会社名	〇〇化学株式会社		
住所	福島県郡山市朝日〇丁目△番□号		
電話番号	024-924-0000		
緊急時の電話番号	024-924-xxxx		
ファクシミリ番号	024-934-△△△		
メールアドレス@koriyama.co.jp		
推奨用途及び使用上の制限	試験研究用、農業・染料中間体製造用		
2 危険有害性の要約			
GHS分類			
物理化学的危険性	火薬類 可燃性固体	分類対象外 区分外	
健康に対する有害性	急性毒性（経口） 眼に対する重篤な損傷性・刺激性	区分4 区分1	
絵表示又はシンボル			

②情報（SDS）を販売店及び使用者に提供しましょう

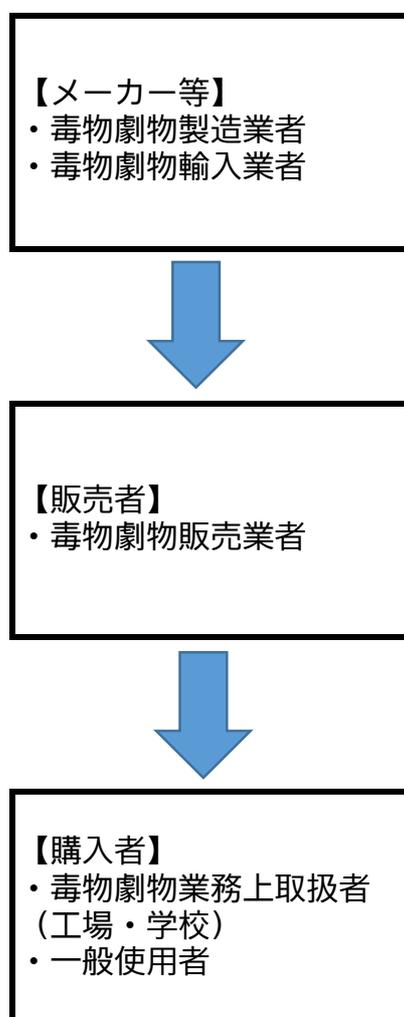
毒物劇物の販売（卸）にあたっては、SDS（安全データシート）を購入者である販売業者（販売店）又は使用者（ユーザー）に必ず提供してください。

ただし、定期的かつ同一製品の売買等でSDSに改訂がない場合で、購入者が正しく情報を把握しているのであれば、この限りではありません。あくまで最新の情報を提供し、購入者もその情報が確認出来るようになっていることが大切です。

【SDS提供の手段】

- ・紙
- ・電子メール
- ・SDSが掲載されているホームページのアドレス等が記載された案内の送付

SDS（安全データシート）提供の流れ



9 災害対策について

水害や地震等による流出等のリスク低減に努めましょう

〈日常点検〉

- ①貯蔵設備（保管庫等）は壁や床にしっかり固定されているか。
- ②貯蔵設備内は、容器の破損や転倒対策がなされているか。
- ③貯蔵設備内から液漏れが起こらないよう対策がなされているか。
- ④物質の特性ごとに区別して保管をしているか。
- ⑤流出事故等が発生した際の応急措置や連絡体制は整備されているか。
- ⑥事業所としての防災計画を策定しているか。

〈災害発生後の点検〉

- ①貯蔵設備外に毒物劇物が液漏れしていないか。
- ②貯蔵設備が破損または転倒していないか。
- ③毒物劇物が貯蔵設備内で偏る等、貯蔵設備の転倒や破損のリスクがないか。
- ④貯蔵設備の固定状態が悪化していないか。
- ⑤その他事業所内の設備に異常がないか。

〈参考〉郡山市の防災情報は、「福島県郡山市防災ウェブサイト」に掲載されていますので、参考にされてください。

医薬用外毒物劇物危害防止規定

1 目的

この規定は、当施設における毒物劇物の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 当施設職員の任務

当施設職員は、法令及びここに定める諸規定を遵守し、危害の防止に努めなければならない。

3 管理体制

(1) 毒物劇物管理責任者

毒物劇物取扱いの最終責任者として毒物劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を設置する。管理責任者は、[氏名]とする。

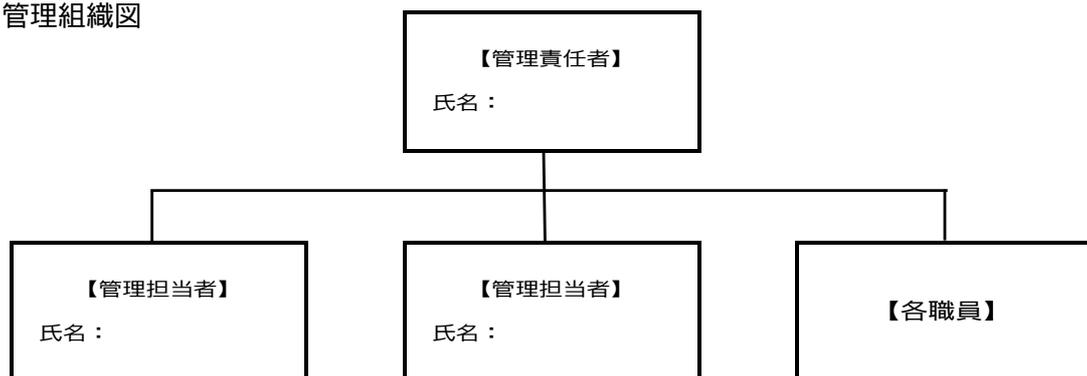
管理責任者は当施設における毒物劇物の取扱を総括的に管理監督しなければならない。管理責任者は必要なときは毒物劇物管理担当者に指示し、報告を求めることができる。

(2) 毒物劇物管理担当者

毒物劇物を実地に管理する者として、毒物劇物管理担当者（以下「管理担当者」という。）を設置する。管理担当者は、[氏名]、[氏名]とする。管理担当者は管理責任者を補佐し、毒物劇物の適正な取扱いに努めなければならない。管理担当者は管理責任者の指示に従い、必要な報告をしなければならない。また、必要がある場合には他の職員と連携を取る。

(3) 内部連絡体制

ア 管理組織図

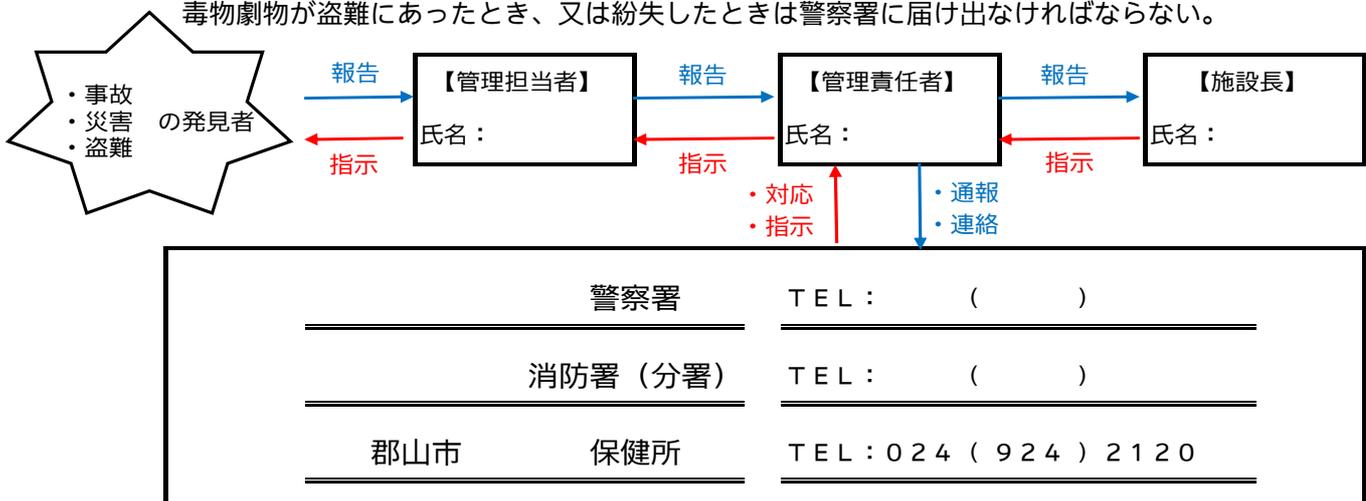


イ 緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。

事故が発生したときは保健所、警察署又は消防署に届け出なければならない。

毒物劇物が盗難にあったとき、又は紛失したときは警察署に届け出なければならない。



4 注意及び確認事項

(1) 在庫の管理

- ア 必要以上の量を保管しないようにする。
- イ 毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、別紙様式の管理簿を作成する。
- ウ 毒物劇物を使用したときは、管理簿に年月日、数量を記入し捺印又はサインをする。
- エ 管理担当者は、毒物劇物を購入、廃棄したときは、管理簿に年月日、数量を記入し捺印又はサインをする。
- オ 管理担当者は、在庫量について定期的に確認を行い、管理簿に捺印又はサインする。
- カ 管理責任者は、定期的に管理簿を確認し、捺印又はサインをする。

(2) 貯蔵設備 年 月 日現在

保管庫の位置及び立体図

別紙のとおり【図面等を添付してください】

参考：保管庫の条件

- * 堅固なものであること。
- * 施錠できるものであること。
- * 医薬用外毒物・医薬用外劇物の文字を明瞭に表示する。
- * 飛散、漏れ、しみ出し、流れ出し、地下にしみ込むおそれがない。
- * 震災対策として壁、床等に固定する。
- * 内部の柵を固定する。
- * ボトルトレイ、仕切り板等で転倒・落下防止措置をする。

(3) 取扱いについて

ア 保管庫の管理

保管庫は常時施錠し、必要な時のみ開けること。なお、鍵の管理は管理担当者が行う。

「医薬用外毒物」又は、「医薬用外劇物」の文字を表示する。

毒物劇物専用の保管庫とし、毒物劇物以外の物は保管しない。

混合、混触により発火等の危険のある薬品は、区別して保管する。

イ 容器・薬品の確認

購入時、使用時、又は保管中の物は定期的に、容器の破損や薬品の変質等の異常がないか確認する。

毒物劇物を他の容器に移し替える必要がある場合は、飲食物の容器は使用しない。移し替えた容器には赤地に白文字で「医薬用外毒物」又は、白地に赤文字で「医薬用外劇物」の表示をし、薬品の名称、成分名、含量、分量を記載する。

個々の毒物劇物のSDSを保管・管理しているか、また、最新のものであるか確認する。

(4) 販売について

下記によらなければ販売、授与してはならない。

販売を行わない方は
この項目は不要です

ア 譲渡手続

販売量は、使用目的にあった必要最小量とし、その都度、必要事項が記載され押印された「譲受書」の提出を必ず受けること。提出された「譲受書」は【(5以上)】年保存する。

イ 交付の制限

- (ア) 18歳未満の者、心身の障害により毒物劇物の管理が適正にできない者、麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒者に交付してはならない。
- (イ) 身分証明書等により、身元を確認し、言動、購入量、使用目的に不審のある者には、交付してはならない。

ウ 確認に関する帳簿の記載

別表の毒物劇物を交付した場合には、下記の事項について確認し、帳簿に記載する。
記載した帳簿は、[(5以上)]年保存する。

〈確認し、帳簿に記載すべき事項〉

- * 交付した毒物劇物の名称
- * 交付年月日
- * 交付を受けた者の氏名及び住所、* 上記イ（イ）の身元を確認した方法（資料）

〈別表〉

法第15条第2項及び第3項（毒物又は劇物の交付の制限等）に基づく以下のもの

- ・ 亜塩素酸ナトリウム（製剤を含む。）
- ・ 塩素酸塩類（製剤を含む。）
- ・ ナトリウム
- ・ ピクリン酸

薬務局長通知等に基づき、上記と同様に交付を受ける者の身元確認を行ったもの

- ・ 亜砒酸等の毒物
- ・ パラコート等の毒物又は劇物
- ・ シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物
- ・ トルエン、トルエンを含有するシンナー 等

(5) 運搬容器について **運搬を行わない方はこの項目は不要です**

ア 毒物劇物を自社で運搬する場合は、落下・転倒・破損の防止、流出・飛散等の防止、及び盗難・紛失の防止の措置を講じ、運搬容器の基準（昭和63年6月15日付薬発第511号、平成3年3月6日付薬発第255号、平成4年9月11日付薬発第836号（平成6年9月21日付薬発第819号及び平成7年3月16日付薬発第244号により改正））に適合していることを確認した上で、事故の際の応急措置について記載した書面を携帯する。

イ 1,000kg以上の毒物劇物の運搬を委託する場合は、下記の項目を記載した書面（荷送人の通知）を運送人に対して交付する。

- (ア) 毒物又は劇物の名称
- (イ) 成分及びその含量
- (ウ) 数量
- (エ) 事故時の応急措置の内容

(6) 応急の措置・廃棄

ア 万一取扱い中に容器の破損等により、毒物劇物の流出・飛散の事故を起こした場合は、直ちに別紙「応急の措置」の内容により対応し、被害の拡大を防止する。

イ 「3(3)イ 緊急連絡網」に基づき必要な連絡・報告等の処理を行う。

ウ 廃棄は、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託し、毒物劇物管理簿に廃棄の年月日、数量を記入する。交付されたマニフェストについては、[(5以上)]年保存する。

取扱品目に応じて、SDS等を参考に必要な対応を整理しておいてください。
中和剤の保管場所、非常ベルの位置、保護具についてもわかるようにしてください。

(7) 自己点検表

管理責任者は、毒物劇物の取扱いについて、別紙様式の自己点検表により、年 回定期点検し、記録する。

特に設備の変更や地震等の異常があったときは、必ず点検を行う。

5 教育及び訓練

管理責任者は、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、教育及び訓練を行う。

(1) 教育及び訓練内容

- ア 法の規制に関する教育
- イ 事故時の応急措置に関する教育及び訓練
- ウ 毒物劇物の危害性に関する教育
- エ 防災訓練
- オ 毒物劇物の安全な取扱いに関する教育

(2) 参考図書

- ア 毒物及び劇物取締法 (年度版、出版社：)
- イ 毒物及び劇物取締法解説 (第 版、出版社：)
- ウ 毒劇物基準関係通知集 (第 版、出版社：)
- エ ○○○○
- オ △△△△

【危害防止規定策定者】

策定日：	年	月	日	策定者	印
改訂日：	年	月	日	改定者	印
改訂日：	年	月	日	改定者	印